

## 第13章 事後調査の計画

## 第13章 事後調査の計画

### 13-1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由

#### 1. 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果は表13-1-1に示すとおりである。

表 13-1-1 事後調査項目の選定結果

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	事後調査項目選定結果
大気質	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	造成等の工事	×
騒音・低周波音	工事	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	×
	存在・供用	建設機械の稼働	×
振動	工事	資材運搬等の車両の走行	×
		施設の稼働	×
	存在・供用	自動車交通の発生	×
悪臭	存在・供用	施設の稼働	×
水質	工事	造成等の工事	×
土壤	工事	造成等の工事	×
地盤	工事	造成等の工事	○
動物	工事	建設機械の稼働	
		資材運搬等の車両の走行	×
植物	存在・供用	造成等の工事	
		造成地の存在	○
	工事	造成等の工事	○
生態系	存在・供用	造成地の存在	○
		建設機械の稼働	
	工事	資材運搬等の車両の走行	×
景観	工事	造成等の工事	
		造成地・施設の存在	○
	存在・供用	造成地の存在	
日照阻害	存在・供用	施設の存在	×
電波障害	存在・供用	施設の存在	×
廃棄物等	工事	造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	×
温室効果ガス等	工事	建設機械の稼働	
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	造成等の工事	
	存在・供用	施設の稼働	
	存在・供用	自動車交通の発生	×

注)○：事後調査項目として選定する項目、×：事後調査項目から除外する項目

## 2. 事後調査項目に選定する項目及びその理由

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査項目に選定する項目及びその理由については、表 13-1-2 に示すとおりである。

表 13-1-2 事後調査項目に選定する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	選定する理由
騒 音	存在・供用	自動車交通の発生	供用時における自動車交通の発生に伴う騒音については、計画地内の予測地点（C 地点）において、昼間の時間帯に環境基準を超過すると予測した。これに対し、本事業では環境保全措置として、計画地内の主要区画道路（区 18-1）は、供用後の実態を把握したうえで、必要に応じて排水性舗装を敷設する計画とした。実態を把握して環境保全措置の必要性を確認するため、事後調査項目として選定する。
地 盤	工 事	造成等の工事	盛土に伴う側方地盤の変形の程度については、整合を図る基準とした 2.5cm を上回ると予測された。これに対し、本事業では、今後詳細な調査により地質情報の精度を高めるとともに、周辺地盤解析を再度行い、影響の程度を把握、対策の必要性を検討した上で、必要に応じて変形抑制のための対策工を実施する計画である。対策工により適切に変形抑制が図られているかを調査で確認する必要があることから、事後調査項目として選定する。
動 物	存在・供用	造成地の存在	造成地の存在に伴う動物への影響を代償するため、本事業では公園・緑地の整備、調整池内での湿地環境の創出、移動経路の確保等の環境保全措置を講ずる計画であり、事後調査を実施し、環境保全措置の効果について確認する必要があることから、事後調査項目として選定する。
植 物	工 事	造成等の工事	造成等の工事及び造成地の存在に伴う植物への影響を代償するため、本事業では公園・緑地の整備、調整池内での湿地環境の創出、保全すべき植物種の移植等の環境保全措置を講ずる計画であり、事後調査を実施し、環境保全措置の効果について確認する必要があることから、事後調査項目として選定する。
	存在・供用	造成地の存在	
生態系	存在・供用	造成地の存在	造成地の存在に伴う生態系への影響を代償するため、本事業では公園・緑地の整備、調整池内での湿地環境の創出、移動経路の確保等の環境保全措置を講ずる計画であり、事後調査を実施し、環境保全措置の効果について確認する必要があることから、事後調査項目として選定する。
景 観	存在・供用	造成地・施設の存在	造成地及び施設の存在に伴い主要な眺望景観の変化が考えられるものの、本事業では、地区計画において、建物の高さ、壁面の位置、垣又は柵の構造などに制限を定めるなどの環境保全措置を実施することで、本事業の実施に伴う主要な眺望景観へ及ぼす影響は、事業者の実行可能な範囲でできる限り低減されると評価した。 しかしながら、工作物等の出現に伴う影響は、構造物の建築計画、意匠や色彩に係る設備諸元等の予測条件設定に不確実性があることから、事後調査項目として選定する。

### 3. 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査項目から除外する項目及びその理由については、表 13-1-3 に示すとおりである。

表 13-1-3(1) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
大気質	工事	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の濃度については、予測の精度が確保されているとともに、最大着地濃度出現地点において環境基準を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素の濃度については、予測の精度が確保されているとともに、予測地点の道路端において環境基準を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
		造成等の工事	造成等の工事に伴う降下ばいじん量については、予測の精度が確保されているとともに、予測地点において工事寄与の参考値を下回るものと予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	施設の稼働	現時点では本地区への進出企業は未定であるが、本予測は影響が最大となる場合を設定条件としたものであり、その予測結果は最大着地濃度出現地点（二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、非メタン炭化水素）において環境基準を満足すると予測される。進出企業に対しては、各種法令の遵守及び必要に応じて排出ガス処理施設の設置等による公害発生防止に努めるよう要請することから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
		自動車交通の発生	自動車交通の発生に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び非メタン炭化水素については、予測の精度が確保されているとともに、本事業の関連車両が加わった将来濃度は、環境基準を満足すると予測される。 したがって、事後調査項目から除外する。

表 13-1-3(2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
騒音・低周波音	工事	建設機械の稼働	<p>建設機械の稼働に伴う騒音については、予測の精度が確保されているとともに、必要な仮囲いを設置することで敷地境界において騒音規制法に基づく規制基準を下回るものと予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考える。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
		資材運搬等の車両の走行	<p>資材運搬車両等の走行に伴う騒音については、予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音レベルの增加分は、予測地点の道路端において最大 1dB 未満と予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考える。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
	存在・供用	施設の稼働	<p>現時点では本地区への進出企業は未定であるが、本予測は影響が最大となる場合を設定条件としたものであり、騒音については埼玉県生活環境保全条例による規制基準及び環境基準を満足すると予測される。また、施設の稼働に伴って発生する騒音の寄与分はごくわずかである。施設の稼働に伴う低周波音については、本事業での施設稼働による寄与分はごくわずかであると予測される。</p> <p>進出企業に対しては、各種法令の遵守、必要に応じた対策により未然の公害防止に努めるよう要請することから、影響は軽微であると予測される。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
振動	工事	建設機械の稼働	<p>建設機械の稼働に伴う振動については、予測の精度が確保されているとともに、敷地境界において振動規制法に基づく規制基準を下回るものと予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考える。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
		資材運搬等の車両の走行	<p>資材運搬等の車両の走行に伴う振動については、予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、道路沿道の道路端において 1dB 未満と予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考える。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>

表 13-1-3(3) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
振動	存在・供用	施設の稼働	<p>現時点では本地区への進出企業は未定であるが、本予測は影響が最大となる場合を設定条件としたものであり、その予測結果は埼玉県生活環境保全条例による規制基準及び環境基準を満足すると予測される。</p> <p>さらに、進出企業に対しては、各種法令の遵守及び必要に応じた対策により実施し未然の公害防止に努めるよう要請することから、影響は小さいと予測される。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
		自動車交通の発生	<p>自動車交通の発生に伴う振動については、予測の精度が確保されているとともに、本事業の関連車両が加わった振動レベルは、振動規制法に基づく要請限度を大きく下回ると予測されることから、その影響は小さいものと考える。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
悪臭	存在・供用	施設の稼働	<p>施設の稼働に伴う悪臭の発生については、進出企業に対して、各種法令遵守及び必要に応じて脱臭設備の設置等による未然の公害発生防止に努めるよう要請することから、影響は軽微であると考える。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
水質	工事	造成等の工事	<p>造成等の工事に伴う濁水の発生については、予測の精度が確保されているとともに、仮設調整池の排水口において浮遊物質量が最大 35mg/L であり、埼玉県生活環境保全条例に定められた許容限度を下回るものと予測される。かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考える。</p> <p>アルカリ排水の発生については、必要に応じて pH 調整を行い、また、できる限りコンクリート二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を最小限に抑える等の対策を講ずることで、アルカリ排水の排出を可能な限り低減することから、影響は軽微であると考える。</p> <p>鉱物油の発生については、必要に応じて仮設調整池等にオイルフェンスやマット等を設け、油膜を回収する対策を講ずることで、鉱物油の流出を可能な限り低減することから、影響は軽微であると考える。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
土壤	工事	造成等の工事	<p>土地利用の履歴等について調査を行った結果、計画地内で汚染土壤の存在は確認されなかった。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>

表 13-1-3(4) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
動物	工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う動物への影響は、漸次的であるか、最大となる影響は一時的であり影響は小さいと考える。 造成等の工事に伴う動物への影響は、漸次的に動物の生息環境が消失または悪化するなどの影響が生じることから、本事業では、緑地・公園の整備、調整池内での湿地環境の創出等の代償措置を講じる計画である。代償措置の効果については、供用時の事後調査で確認することとし、工事中の事後調査項目から除外する。
生態系	工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う生態系への影響は、漸次的であるか、最大となる影響は一時的であり影響は小さいと考える。 造成等の工事に伴う生態系への影響は、漸次的に動植物の生息・生育環境が消失または悪化するなどの影響が生じることから、本事業では、緑地・公園の整備、調整池内での湿地環境の創出等の代償措置を講じる計画である。代償措置の効果については、供用時の事後調査で確認することとし、工事中の事後調査項目から除外する。
日照阻害	存在・供用	施設の存在	予測の精度が確保されているとともに、計画地北側産業ゾーンへの進出企業の想定建物による日陰の程度は最大 2 時間と予測され、「高架橋等の設置に起因する日陰により生ずる水稻減収の損害に係る填補基準」による日陰時間の基準を下回ると予測されることから、影響は軽微であると考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
電波障害	存在・供用	施設の存在	予測の精度が確保されているとともに、施設の存在による地上デジタル波及び衛星放送波の影響はほとんど生じないと予測されることから、影響は軽微であると考える。 また、進出企業に対しては、計画地周辺で計画建物による障害が生じた場合には、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、必要な対策を実施するよう指導していく。 したがって、事後調査項目から除外する。
廃棄物等	工事	造成等の工事	既存構造物の撤去に伴う廃棄物の再資源化率は 97.4% であり、「建設リサイクル推進計画 2014」に示された、平成 30 年度における目標値を上回る。樹木の伐採等に伴い発生する植物性廃棄物量は、堆肥化施設へ受け入れ可能な限度まで搬入し、超過分については専門業者に委託し、適切に処理する計画である。建築工事に伴う廃棄物の再資源化率は 50.0% であるが、進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理に努めるよう要請することにより、排出抑制に努めていく。また、再利用できないものは専門業者に委託し適切に処理する。 したがって、事後調査項目から除外する。

表 13-1-3(5) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
廃棄物等	存在・供用	施設の稼働	進出企業に対し、廃棄物の排出抑制や再生利用等の促進、雨水の有効利用や処理水の循環利用に努めるよう要請していくことから、その影響は小さいものと予測される。 したがって、事後調査項目から除外する。
温室効果ガス等	工事	建設機械の稼働	工事に伴う温室効果ガス等については、予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う温室効果ガス排出量は、工事期間全体で約 28,951 ~ 30,259 t-CO <sub>2</sub> であり、存在・供用時の排出量（113,209 ~ 127,009t-CO <sub>2</sub> /年）の約 4 分の 1 程度と予測され、かつ、工事による一時的な影響であることから、影響は小さいと考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	
		造成等の工事	
	存在・供用	施設の稼働	進出企業に対し、各種法令等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努めるよう指導していくことから、その影響は小さいものと予測される。 したがって、事後調査項目から除外する。
		自動車交通の発生	

## 13-2 調査方法等

### 1. 騒音

本事業の供用時における自動車交通の発生に伴う騒音の影響を把握するために、自動車交通騒音について事後調査を行う。

#### 1) 供用時における騒音への影響

##### (1) 調査内容

###### ① 騒音の状況

供用時における自動車交通の発生に伴う騒音の状況を調査項目とする。

###### ② 交通量の状況

予測条件とした、交通量の状況を調査項目とする。

###### ③ 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全措置の実施状況を調査する。

##### (2) 調査方法

###### ① 騒音の状況

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月、環境庁告示第 64 号）に定める方法に基づき測定する。

###### ② 交通量の状況

ハンドカウンターを用いて、方向別、時間帯別、車種別（大型車、小型車、二輪車）に集計する。

###### ③ 環境保全措置の実施状況

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

##### (3) 調査地域・地点

騒音・交通量調査地点については、第 10 章で示した供用時における自動車交通騒音の予測地点のうち、計画地内における C 地点（主要区間道路（区 18-1））とする。

##### (4) 調査期間・頻度

調査時期は、供用開始となり進出企業等の建築工事も進んでいることが想定される、区画整理事業造成工事終了 3 年後とし、調査頻度は 1 回とする。

表 13-2-1 騒音の状況の調査内容、調査地域及び調査期間・頻度（供用時）

調査内容	調査地域	調査期間・頻度
自動車交通による騒音の状況	計画地内の主要区画 道路（区 18-1）	調査期間：区画整理事業造成工事終了 3 年後 (進出企業等の建築が進んだ時期) 調査頻度：1 回

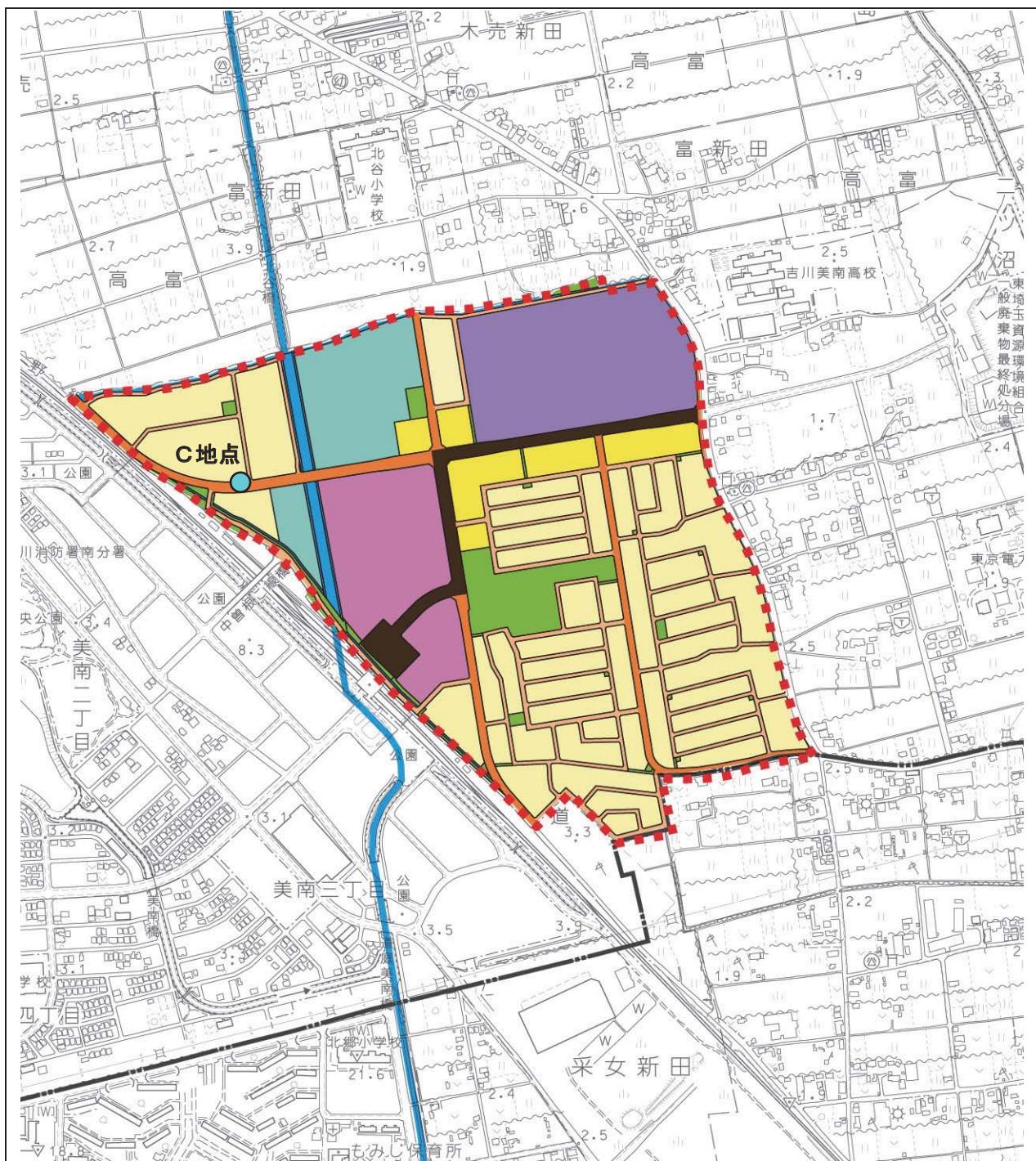


図 13-2-1 自動車交通の発生に伴う騒音の事後調査地点位置図

凡 例

■ : 計画地

■ : 行政界

● : 事後調査地点 (騒音)



1 : 10,000

0 250 500m

## 2. 地盤

本事業での盛土に伴う地盤への影響を把握するために、主要な地盤の状況等について事後調査を行う。

### 1) 造成工事に伴う地盤への影響

#### (1) 調査内容

##### ① 地盤の状況

盛土に伴う計画地内での地盤沈下及び周辺地盤の変形の状況を調査項目とする。

##### ② 対象事業の実施状況

予測条件とした、盛土高等の状況を調査する。

##### ③ 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全措置の実施状況を調査する。

#### (2) 調査方法

##### ① 地盤の状況

計画地内の地盤沈下及び周辺地盤の変形の状況を測定する。

##### ② 環境保全措置の実施状況

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

#### (3) 調査地域・地点

地盤沈下及び周辺地盤の変形の状況の調査地点については、計画地内及び周辺地域とする。

対象事業、環境保全措置の実施状況については、計画地内とする。

#### (4) 調査期間・頻度

調査時期は工事着手前、工事中、区画整理事業造成工事終了後及び造成工事完了 3 年後とし、調査期間・頻度は各時期に 1 回、地盤沈下及び周辺地盤の変形の測定を行う。

表 13-2-2 地盤の状況の調査内容、調査地域及び調査期間・頻度（造成工事）

調査内容	調査地域	調査期間・頻度
地盤沈下及び周辺地盤の変形の状況	計画地内及び周辺地域	調査期間：工事着手前、工事中、 区画整理事業造成工事終了後、 区画整理事業造成工事終了後 3 年後 調査頻度：各時期に 1 回

### 3. 動物

造成地の存在に伴う動物への影響を代償するため、本事業では公園・緑地の整備、調整池内での湿地環境の創出、移動経路の確保等の環境保全措置を講ずる計画であり、事後調査を実施し、環境保全措置の効果について確認する。

#### 1) 造成地の存在に伴う動物への影響

##### (1) 調査内容

###### ① 動物種の状況

環境保全措置で創出した生息環境（緑地）の動物種の利用状況を調査する。

###### ② 環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全措置の実施状況とする。

##### (2) 調査方法

動物種の状況は、現地調査により、環境保全措置で創出した生息環境の動物種の利用状況を調査する。

環境保全措置の実施状況は、現地調査（写真撮影等）及び関連資料等の整理により調査する。

##### (3) 調査地域

動物種の状況の調査地域は、計画地内の環境保全措置の実施場所とする。

環境保全措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

##### (4) 調査期間・頻度

動物種の状況の調査は、環境保全措置の実施後、安定した環境になるまで3年程度は必要と考えられるため、調査期間は、造成工事完了後の約3年間を対象とし、確認状況によって翌年の調査の必要性を判断する。調査頻度は、動物種の状況が把握しやすい時期に年3季程度実施する。

環境保全措置の実施状況の調査は、生息環境の利用状況の調査と同時に実施する。

表 13-2-3 保全すべき動物種の状況の調査内容、調査地域及び調査期間・頻度（造成地の存在）

調査内容	調査地域	調査期間・頻度
生息環境の利用状況	計画地内の環境保全措置の実施場所	調査期間：造成工事完了後約3年間 調査頻度：原則毎年（確認状況によって翌年の調査の必要性を検討する。）、通年3季、各1回（生息状況が把握しやすい時期とする。）

#### 4. 植物

造成等の工事及び造成地の存在に伴う植物への影響を代償するため、本事業では公園・緑地の整備、調整池内での湿地環境の創出、保全すべき植物種の移植等の環境保全措置を講ずる計画であり、事後調査を実施し、環境保全措置の効果について確認する。

##### 1) 造成等の工事に伴う植物への影響

###### (1) 調査内容

###### ① 保全すべき植物種の状況

保全すべき植物種（シロバナサクラタデ、タコノアシ、ヒメミソハギ、マツカサススキ、タラカンガレイ、キタミソウの全6種）の移植前後の生育状況を調査する。

###### ② 環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全措置の実施状況を調査する。

###### (2) 調査方法

保全すべき植物種の状況は、現地調査により保全すべき植物種の生育状況及び生育環境の状況を確認する。

環境保全措置の実施状況は、現地調査（写真撮影等）及び関連資料等の整理により調査する。

###### (3) 調査地域

保全すべき植物種の工事中における仮移植地を調査地域とする。

環境保全措置の実施状況の調査地域は、仮移植地とする。

###### (4) 調査期間・頻度

保全すべき植物種の状況の調査は、本移植実施までを対象とする。調査頻度は、キタミソウは1季（秋～冬）、キタミソウ以外の保全すべき植物種は、生育状況が把握しやすい時期に年3季程度実施する。

環境保全措置の実施状況の調査は、保全すべき種の移植後状況の調査と同時に実施する。

表 13-2-4 保全すべき植物種の状況の調査内容、調査地域及び調査期間・頻度（造成等の工事）

調査内容	調査地域	調査期間・頻度
保全すべき植物種の生育状況及び生育環境の状況	保全すべき植物種の仮移植地	調査期間：本移植まで 調査頻度：原則毎年（確認状況によって翌年の調査の必要性を検討する。） ・キタミソウ 1季（秋～冬） ・キタミソウ以外の種 春・夏・秋の3季（各1回程度、対象種の生育状況が把握しやすい時期とする。）

## 2) 造成地の存在に伴う植物への影響

### (1) 調査内容

#### ① 保全すべき植物種の状況

保全すべき植物種（シロバナサクラタデ、タコノアシ、ヒメミソハギ、マツカサススキ、タラカンガレイ、キタミソウの全6種）の移植後の生育状況を調査する。

#### ② 環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全措置の実施状況を調査する。

### (2) 調査方法

保全すべき植物種の状況は、現地調査により保全すべき植物種の生育状況及び生育環境の状況を確認する。

環境保全措置の実施状況は、現地調査（写真撮影等）及び関連資料等の整理により調査する。

### (3) 調査地域

保全すべき植物種の移植区域を調査地域とする。

キタミソウ：2号調整池に計画する湿地環境の創出区域

キタミソウ以外の種：2号調整池に計画する湿地環境の創出区域

環境保全措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

### (4) 調査期間・頻度

保全すべき植物種の状況の調査は、本移植実施後、安定した環境になるまで3年程度は必要と考えられるため、調査期間は、本移植実施後の約3年間を対象とし、確認状況によって翌年の調査の必要性を判断する。調査頻度は、キタミソウは1季（秋～冬）、キタミソウ以外の保全すべき植物種は、生育状況が把握しやすい時期に年3季程度実施する。

環境保全措置の実施状況の調査は、保全すべき種の移植後状況の調査と同時に実施する。

表 13-2-5 保全すべき植物種の状況の調査内容、調査地域及び調査期間・頻度（造成地の存在）

調査内容	調査地域	調査期間・頻度
保全すべき植物種の生育状況及び生育環境の状況	保全すべき植物種の移植地 ・キタミソウ 8号緑地に計画する生育環境の創出区域 ・キタミソウ以外の種： 2号調整池に計画する湿地環境の創出区域	調査期間：本移植実施後3年間 調査頻度：原則毎年（確認状況によって翌年の調査の必要性を検討する。） ・キタミソウ 1季（秋～冬） ・キタミソウ以外の種 春・夏・秋の3季（各1回程度、対象種の生育状況が把握しやすい時期とする。）

## 5. 生態系

造成地の存在に伴う生態系への影響を代償するため、本事業では公園・緑地の整備、調整池内での湿地環境の創出、移動経路の確保等の環境保全措置を講ずる計画であり、事後調査を実施し、環境保全措置の効果について確認する。

### 1) 造成地の存在に伴う生態系への影響

#### (1) 調査内容

##### ① 着目種等の状況

着目種（ホンドタヌキ等）の生息状況及び創出した湿地環境における動植物生息・生育状況を調査する。

##### ② 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全措置の実施状況を調査する。

#### (2) 調査方法

着目種等の状況は、現地調査により着目種等の生息・生育状況及び生息・生育環境の状況を確認する。

環境保全措置の実施状況は、現地調査（写真撮影等）及び関連資料等の整理により調査する。

#### (3) 調査地域

着目種等の状況の調査地域は、環境保全措置の効果について確認するため、計画地内の環境保全措置の実施場所とする。

環境保全措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

#### (4) 調査期間・頻度

着目種等の状況の調査は、環境保全措置の実施後、安定した環境になるまで 3 年程度は必要と考えられるため、調査期間は、造成工事完了後の約 3 年間を対象とし、確認状況によって翌年の調査の必要性を判断する。調査頻度は、通年での状況を把握できるよう年 3 ~4 季、各 1 回程度、着目種等の状況が把握しやすい時期に実施する。

対象事業、環境保全措置の実施状況の調査は、着目種等の状況の調査と同時に実施する。

表 13-2-6 着目種等の状況の調査内容、調査地域及び調査期間・頻度（造成地の存在）

調査内容	調査地域	調査期間・頻度
着目種等の生息・生育状況及び生息・生育環境の状況	計画地内の環境保全措置の実施場所	調査期間：造成工事完了後約 3 年間 調査頻度：原則毎年（確認状況によって翌年の調査の必要性を検討する。）、通年 3~4 季、各 1 回（着目種等の生息・生育状況が把握しやすい時期とする。）

## 6. 景観

本事業の存在・供用時における造成地・施設の存在に伴う景観への影響を把握するために、主要な眺望景観の状況等について事後調査を行う。

### 1) 造成地・施設の存在に伴う眺望景観への影響

#### (1) 調査内容

##### ① 主要な眺望景観の状況

主要な眺望景観の状況を調査する。

##### ② 対象事業の実施状況

予測条件とした、造成高さ及び進出企業の建築物の状況を調査する。

##### ③ 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全措置の実施状況を調査する。

#### (2) 調査方法

主要な眺望景観の状況は、写真撮影により調査する。

対象事業、環境保全措置の実施状況は、現地確認及び関連資料又は進出企業へのヒアリング等の整理により調査する。

#### (3) 調査地域

主要な眺望景観の状況の調査地点は、現況調査及び予測地点と同様の 3 地点とする。

対象事業、環境保全措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

#### (4) 調査期間・頻度

主要な眺望景観の状況の調査は、進出企業の施設の完成後以降に、春季・夏季・秋季の 3 季に各 1 回実施する。

対象事業、環境保全措置の実施状況の調査は、他の項目で実施する現地確認、ヒアリング調査と同時に実施する。

表 13-2-7 主要な眺望景観の状況の調査内容、調査地点及び調査期間・頻度  
(造成地・施設の存在)

調査内容	調査地点	調査期間・頻度
主要な眺望景観の状況	計画地及び その周辺の 3 地点 (図 13-2-2 参照)	調査期間：進出企業の施設の完成後以降 調査頻度：3 季、各 1 回

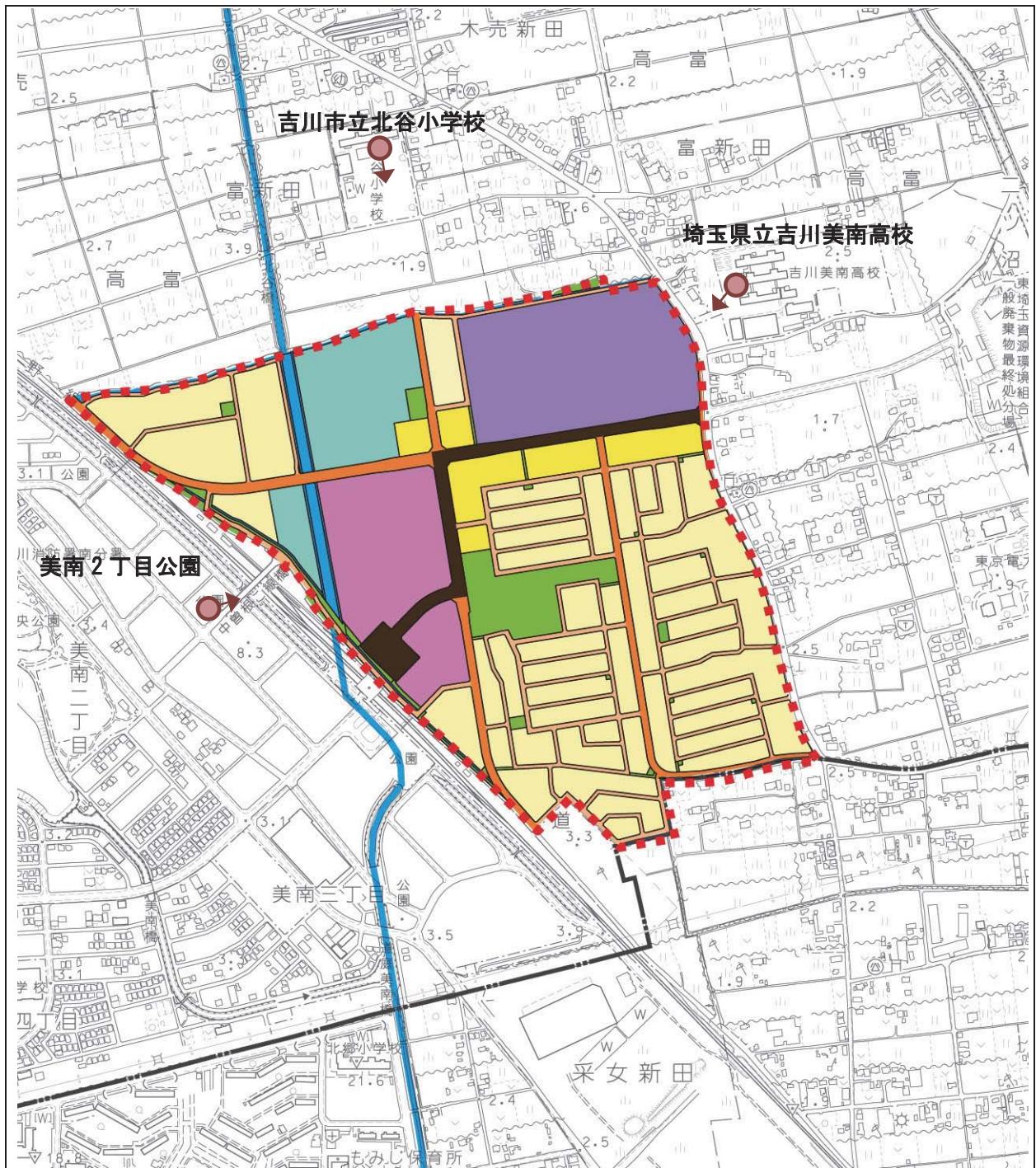


図 13-2-2 景観の事後調査地点

凡 例

□ : 計画地

— : 行政界

◀● : 景観調査地点

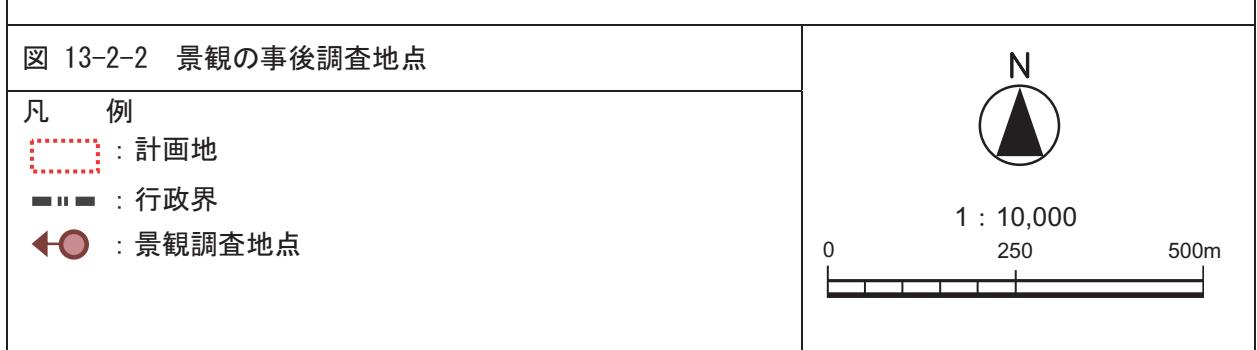


1 : 10,000

250

500m

0



### **13-3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針**

事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、測定データを検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査を行う。その結果、環境影響が本事業に起因すると判断された場合は、吉川市が主体となり、進出企業等に対し、改善のための措置等を要請していく。

### **13-4 事後調査の実施体制**

#### **1. 事後調査の提出時期**

事後調査書は、存在・供用時の調査完了後の適切な時期に提出するものとする。

#### **2. 事後調査を実施する主体**

事後調査は、都市計画決定権者である吉川市が実施する。

表 13-4-1 事後調查工程